

四日市市文化会館アーティストバンク利用規約

(よっかいちアーティストバンク)

(アーティストバンクサービス)

第1条 四日市市文化会館アーティストバンク（よっかいちアーティストバンク）（以下、「アーティストバンク」という。）とは、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（以下、「財団」という。）が提供する四日市市内および周辺自治体における登録アーティストの公演事業に関するマッチング業務等の事業をいいます。

(利用者)

第2条 利用者は、本規約に同意後、申し込みを行った方のことをいいます。利用者は、アーティストバンクに申し込みをした時点で本規約を承諾しているものとみなします。

(利用)

第3条 アーティストバンクを利用するためには、利用申込書に必要事項を記入のうえ申し込みするものとし、財団が利用を承認した時点で、申し込みが完了したものとします。

2 事業の内容が営利を目的としたものや政治的、宗教的なものである場合などは利用できません。

(個人情報の取扱い)

第4条 個人情報は、公演を実施する利用者と登録アーティストへ最適なサービスを実現する目的に必要な範囲内で収集し、利用します。お預かりした個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはありません。ただし、財団が行うアーティストバンクの広報の目的として、利用させて頂くことがございます。

2 利用者がアーティストバンク、その他の第三者に対し、損害を生じさせた、あるいは損害を生じさせる恐れがあると財団が判断した場合に情報を公開する場合があります。

3 個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの行為に対し、技術面および組織面から必要な安全対策を継続的に講じるよう努めます。また個人情報保護責任者を選定し、事務局内における個人情報の適切な管理を実施していきます。

(情報の提供)

第5条 財団は、サービスを提供する際に、利用者に対しE-mailや電話・FAX等によって連絡できるものとします。

(情報提供時のご注意)

第6条 財団は、利用者からの申し込みに応じて登録アーティストのご紹介を行いますが、

適切な登録アーティストがない場合にはご紹介自体が出来ないことがあります。登録アーティストのご紹介の検討基準や判断理由などについてはお教えすることはできません。また、利用者から登録アーティストの紹介に対する依頼を受け付けた以降も、依頼の内容に応じて適合の可否を判断することがあります。

- 2 利用者は、財団が紹介したアーティストの利用についてのマッチング結果を財団まで報告してください。また、結果の詳細をお聞きする場合がありますのでご了承ください。
- 3 利用者が公演を行う場合は、内容や処遇などにかかわる最終的な契約条件については、利用者とアーティストの双方協議のうえ、行ってください。
- 4 利用者は、以下の経費を負担することとなります。
 - (1) 登録アーティストへの謝金
 - (2) 登録アーティストが公演を行う際の、公演会場までの往復交通費
 - (3) 登録アーティストが公演を行う際の保険料
 - (4) 登録アーティストが公演を行う際の、公演に関わる機材・材料等の経費
 - (5) 登録アーティストが公演を行う際の著作権使用料
- 5 謝金等の支払いについて、利用者は出演者と事前の打ち合わせにおいて支払い方法を決定し、公演後直接アーティストにお支払いください。
- 6 公演終了後は、報告書（利用報告書を利用してください。）を提出してください。

(利用者の禁止事項)

第7条 利用者は以下の行為を行わないものとします。該当する行為を行った場合、財団は利用を拒否することができるものとします。

- (1) 虚偽の情報を登録する行為。
- (2) 他の利用者、第三者を誹謗中傷する行為。
- (3) 他の利用者、第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為。
- (4) 他の利用者、第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権等を侵害する行為。
- (5) 営利目的の情報収集活動行為。
- (6) サービスの利用に基づいて得た情報をみだりに第三者へ公開する等サービスの運営を妨げる行為、あるいは財団の信用を毀損するような行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為に結びつくおそれのある行為。
- (8) 公序良俗、法律、法令に反する行為。

(免責)

第8条 財団は、故意または重大な過失がない限り、本事業の利用において利用者に生じた精神的・財産的損害を含む一切の不利益や損害の責任を負わないものとします。

(利用規約の変更)

第9条 本規約は利用者の承諾を要せず随時変更することができるものとします。(ただし、個人情報の取扱いを変更する場合は事前に通知し、同意を得たうえ変更するものとする。)

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、アーティストバンクに必要な事項は、財団がこれを別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和6年4月2日より実施します。